

鶴岡市 企業立地優遇制度のご案内

1 事業場設置助成金

※令和8年9月募集開始

対象地域	鶴岡市内工業団地（ただし、庄内あさひ産業団地は除く）、工業地域及び工業専用地域、工場適地（西目、大山東、渡前、柳久瀬、常盤木の既存工場）、バイオサイエンスパーク
対象業種	製造業、道路貨物輸送業、倉庫業、こん包業、卸売業等 ※製造業以外は、操業開始時に15人を超える新規雇用があること。
要件	令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に実施した工場などの新增設や設備投資で、総額2,000万円以上のものである。 ※土地は、建物の引渡し日から過去3年以内に購入したものである。
内容	取得した土地、建物、償却資産に対して課される固定資産税課税相当額の1/2の額を、課税初年度に交付します。【上限2.5億円】 ※固定資産税の課税免除を受けている資産は対象外となります。

2 用地取得助成金

申請期間：随時

対象業種	製造業、道路貨物輸送業、倉庫業、こん包業、卸売業等 ※「山形県農村地域への産業の導入に関する基本計画」に規定する業種に限る。
対象分譲地	鶴岡大山工業団地（60,000㎡）、庄内あさひ産業団地（4,500㎡）
要件	(1) 対象分譲地に2,000㎡以上の土地を新たに取得した場合 (2) 既に対象分譲地を2,000㎡以上購入しており、追加購入する場合。
内容	土地取得価格の1/2の額 【上限2億円】

3 先端設備等導入計画（固定資産税軽減の特例、中小企業信用保険法の特例）

固定資産税軽減の特例について

制度概要	<p>中小企業等が生産性を高めるための設備導入計画を策定し、対象となる設備等を導入した場合、優遇措置が受けられます。</p> <p>※令和8年度固定資産税の特例措置の適用を受けるには、<u>先端設備等導入計画の新規申請時に賃上げ方針を位置付ける必要があります。</u></p> <p>※令和7年度までに認定の実績があるとしても、新たに導入する設備については、<u>改めて先端設備等導入計画を市に申請し、認定を受けることが必要です。</u></p> <p>※認定経営革新等支援機関（地域金融機関・商工会議所・商工会・工業等）に<u>あらかじめ計画の確認を受けて市に申請する必要があります。</u></p>
対象事業者	中小事業者等（個人、法人） ※中小企業者等の定義は租税特別措置法施行令参照
固定資産税特例の内容	<p>1. 5%以上の賃上げ表明 ⇒ 3年間、課税標準を1/2に軽減</p> <p>3. 0%以上の賃上げ表明 ⇒ 5年間、課税標準を1/4に軽減</p>
対象設備等	<p>生産性向上の目標値：労働生産性の年3%向上（計画年数×3%以上）を達成すること</p> <p>先端設備等：年平均の投資利益率が5%以上と見込まれる、投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品又は建物附属設備）</p> <p>※建物、構築物は対象外です。</p> <p>※先端設備等は、計画認定後に取得することが「必須」です。そのため、設備を既に取り得た後に「先端設備等導入計画」の認定を受けることはできません。</p>
期間	<p>取得期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産を対象</p> <p>計画期間：3年間、4年間または5年間で設定</p>
その他	<p>様式が多岐にわたるため、HP及び掲載資料をよく確認されたうえで申請をお願いいたします。</p>

市HP→



【提出・問合せ先】 商工観光部 商工課

TEL : 0235-35-1299 (商工課直通) Mail : shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp